

# この間の経緯と 法改正案をめぐる論点

2023年4月17日

## 2022年12月以降の経緯(1)

- 12月6日(火) : 内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』(令和4年12月6日)  
<https://www.cao.go.jp/scjarijata/index.html>
- 12月8日(木)・21日(水) : 総会
  - 12月21日 : 総会声明「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』(令和4年12月6日)について再考を求めます」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186.pdf>
  - 12月27日 : 「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項」  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186-setumei.pdf>
- 2023年2月16日(木) : 臨時幹事会。内閣府からの「検討状況」説明と質疑応答
  - 2月16日 : 「日本学術会議法の見直しについての検討状況」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/338-minaoshi.pdf>
  - 2月22日(水) : 「2月16日第338回幹事会における内閣府からの『検討状況』説明についての懸念事項」  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/339-kenen.pdf>
- 3月8日(水)、9日(木) : 政府から衆参両院に法案提出が遅れることの説明
- 4月5日(水) : 臨時幹事会。内閣府からの「検討状況」説明と質疑応答
  - 内閣府「日本学術会議法の見直しについての検討状況」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/341-minaoshi.pdf>
- 4月10日(月)・13日(木) : 会員説明会
  - 164名の会員が参加

# 2022年12月以降の経緯(2)

- 多くの学協会等からの支援
  - 学協会等からの声明 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/seimei230407.pdf>
    - 2023年4月7日現在、129の協力学術研究団体による85声明、その他日本医学会連合など31団体による声明
  - 2月14日(火) :歴代会長による記者会見。声明「岸田文雄首相に対し日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求める声明」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/seimei230214.pdf>
  - 2月22日(水) :ノーベル賞受賞者とフィールズ賞受賞者による声明「日本学術会議法改正につき熟慮を求めます」が梶田隆章会長宛に届く <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/seimei230219.pdf>
  - イタリア、ドイツ、米国、フランスのアカデミーからの書簡
  - 3月7日(火)-8日(水) :Gサイエンス学術会議
    - 記者会見 <https://www.youtube.com/watch?v=pvrO7s8RIq8>
- 学協会、関係団体等への意見交換
  - 1月30日(月)、31日(火) :連携会員、学協会への説明会
    - 1月30日:249名、1月31日:192名参加
  - 1月30日(月)~2月9日(木) :大学・研究機関関係団体との面談
- 社会への発信
  - 会長から社会に向けたメッセージ「対話の始まりとして」(2023年1月)
  - 論説懇談会、記者懇談会
- 学術会議HPに「日本学術会議の在り方について(政府方針、懸念事項など関連資料)」のページ  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>

## 法改正案をめぐる論点・問題点(1)

- 【法改正をめぐる手続・プロセス】
  - 法改正案について、今通常国会(会期は6月21日までの予定)に提出する予定との説明だが、**法改正案はいまだ学術会議に示されていない。十分に意見を聞いた、協議をつくしたといえるか**
  - 説明責任の強化や会員等の選考プロセスの改善を学術会議はすでに自主的に取組を進めている。法改正の趣旨の説明としても、「学術会議が進めている取組を法で定めることによって取組を推進する、後退させない」と説明。**立法事実がないのではないか**

## 法改正案をめぐる論点・問題点(2)

- 1. 活動・運営 (1) 中期的な事業運営計画(6年)の作成
  - 6年の計画を立て、「事業の具体的な目標及びその実施時期」を定めることを義務づけていることは、法が定める学術会議の職務に照らして、なじまないのではないか
  - (参考)第3条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。
    - 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
    - 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

## 法改正をめぐる論点・問題点(3)

- 2. 選考・推薦・任命 (4)会員等に求められる資質等の明確化
  - 会員等に求められる資質
    - 「優れた研究又は業績がある科学者」であることに加えて、「多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する者」であることが、会員となる者の必須の要件となっている。
    - 現在の選考においても、同趣旨のことは会員に期待される要件、会員選考にあたって考慮事項の一つとなっている。会員に求める要件も時代・社会の変化とともに変わりうる。あらためて法に定める必要があるか
  - (5)選考・推薦及び内閣総理大臣による任命
    - 選考諮問委員会
      - 選考諮問委員会を設置。関係機関と協議の上、選考諮問委員は会長が任命。選考に係る規則の制定並びに会員候補者の選考及び連携会員の任命の際に、あらかじめ、同委員会に諮問。学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重する義務
      - いまだ法改正の詳細が説明されていない
      - 政府や第三者とは独立して学術会議が選考を行うことが保証されるのか
    - 選考諮問委員を任命するにあたっての関係機関との協議＝協議がならない場合にはどうなるのか
    - 選考諮問委員会と学術会議の意見が異なる場合にはどうなるのか
    - 選考諮問委員会は、選考プロセスのどのような場面で、何について意見を開陳するのか(選考諮問委員会の権限)。他方、選考諮問委員(会)の規律はどのようになされるのか
  - 現在進行中の第26期-第27期会員の選考はどうなるか

# 法改正をめぐる論点・問題点(4)

- 3. フォローアップ(6)改革のフォローアップ
  - 政府は、**改正法の施行後3年又は6年を目途として検証**。学術会議の組織及び運営の在り方の**総合的な見直し**を行い、**必要な措置を講ずる**
- 4. **施行日**=任期の延長の可能性?
  - 任期延長の可能性
    - 十分な協議もないままの任期延長/変更は問題
    - 任期延長されても活動ができない会員もありうる。延長期間中70才になる会員は欠員となりうる
  - 任期延長しない場合
    - 法改正案が成立した後想定される出来事
      - ①(必要があれば)政省令の制定・改正
      - ②学術会議会則の制定、改正の作成+総会での議決が必要
      - 現在示されている改正案によれば、諮問委員会の設置、選任、審議を経て、学術会議から会員の推薦
      - これを新たな会期の開始までに行うことができるのか

4月5日臨時幹事会での  
内閣府による「検討状況」説明への  
日本学術会議会員の意見

## 法改正検討の手続きをめぐって

- ・ 日学の「より良い役割発揮」と同じ方向性だと言うが、それなら、もっと開かれた場できちんと円卓会議のような対話的議論をすべきと提案しているが、対応しようとするのは遺憾である。
- ・ 少なくとも、同じ方向性と言うのなら、「より良い役割発揮」をどのように実現するかを日学と内閣府が相談し、案を作成したうえで、与党に説明するのが筋ではないか。他方、昨年末の総会でも、「自民党PTの了解を得た案」であるとして、説明に来たではないか。現実は逆の手順になっているではないか。
- ・ 透明性を強調しているが、通常の法案の手順である審議会などを開かず、誰が検討しているのか明らかにすべきである。

## 条文を示すべきである

- ・ 日本のアカデミーを変えていくための法律の条文をつくるというプロセスに、日学が誰も参加していない。日学の独立性に介入しない、日学の自主性を尊重している、日学と意見交換をしていくと言うが、条文にどのように書かれるかがわからなければ、議論できない。条文を見せるべきである。

## 選考諮問委員会メンバーの協議先について

- ・ 協議のための原案は誰が作成するのかあきらかにすべきである。
- ・ 諮問委員会の人選に関する協議先はどこの機関で、何人くらいを想定しているのか、明らかにすべきである。
- ・ 協議が整わない場合の最終決定権限者は誰かを明記すべきである。

## 選考諮問委員会について

- ・ 選考諮問委員会の要件は、日学が基本とする学術に根差した選考と対立する可能性がある。
- ・ 意見尊重義務は決定的であり、異なる候補者リストを提示した場合に、総理の任命プロセスにおいて、任命拒否の理由とされる可能性がある

## 選考諮詢委員会の具体的な役割

以下の諸点を明確にすべきである

- 思想調査をするのか
- 候補者一人一人に○×をつけるのか
- 選考に関して何をする組織なのか？

## フォローアップについて

- 中期計画の検証は誰が行うのか明らかにすべきである。
- フォローアップは政府が行うというのは、介入の懸念を生む。

## その他

- 科学的助言の強化に関して、「事務」という言葉がある。日学法では「職務」と「事務」を書き分けているが、なぜ変更したのか？
- 会員等の資質に関して、いくつか条件を加えるということだが、これはすべての会員に求める条件とするのは不適切ではないか？